

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）が施行されることに伴い、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）について、所要の規定の整備を行うものである。

2 改正内容

改正法により、教育委員会の教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する特別職となることに伴い、所要の規定の整備を行うもの。（改正前において、教育長は、教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから教育委員会が任命する一般職）

3 施行期日

平成27年4月1日